10　前項の場合において、同項各号に掲げる内国法人が法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認を受けなかつたとき、又は前項各号に掲げる内国法人が同条第十項第一号若しくは第十二項第一号に掲げる法人に該当するときは、これらの内国法人の前項各号に定める日から開始する事業年度は、申請特例年度終了の日（同日前にこれらの内国法人の合併による解散又は残余財産の確定により当該各号の親法人との間に完全支配関係を有しなくなつた場合（以下この項において「合併による解散等の場合」という。）には、その有しなくなつた日の前日。次項において「終了等の日」という。）に終了し、これに続く事業年度は、合併による解散等の場合を除き、当該申請特例年度終了の日の翌日から開始するものとする。

11　内国法人の通算子法人に該当する期間（第九項各号に掲げる内国法人の当該各号に定める日から終了等の日までの期間を含む。）については、第一項及び第五項の規定は、適用しない。

12　内国法人が、通算親法人との間に当該通算親法人による完全支配関係を有することとなり、又は親法人の申請特例年度の期間内に当該親法人との間に当該親法人による完全支配関係を有することとなつた場合において、法人税法第十四条第八項に規定する提出期限となる日までに、当該通算親法人又は親法人（第一号において「通算親法人等」という。）が同項に規定する書類を納税地の所轄税務署長に提出したときは、第八項（第一号に係る部分に限る。）、第九項（第二号に係る部分に限る。）及び前二項の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一　当該内国法人の加入日（法人税法第十四条第八項に規定する加入日をいう。以下この号において同じ。）から当該加入日の前日の属する特例決算期間（同項第一号に規定する特例決算期間をいう。以下この号において同じ。）の末日まで継続して当該内国法人と当該通算親法人等との間に当該通算親法人等による完全支配関係がある場合　当該内国法人及び当該内国法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する他の内国法人（当該加入日から当該末日までの間に当該通算親法人等との間に完全支配関係を有することとなつたものに限る。次号において「他の内国法人」という。）については、当該加入日の前日の属する特例決算期間の末日の翌日をもつて第八項第一号又は第九項第二号に定める日とする。この場合において、当該翌日が申請特例年度終了の日後であるときは、当該末日を申請特例年度終了の日とみなして、第十項の規定を適用する。

二　前号に掲げる場合以外の場合　当該内国法人及び他の内国法人については、第八項（第一号に係る部分に限る。）及び第九項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

第七十二条の十三第十三項から第二十八項までを削り、同条第二十九項中「第二十四項」を「第五項第三号」に改め、同項を同条第十三項とする。

第七十二条の十五第一項中「もの又は当該事業年度終了の日の属する連結事業年度の法人税の連結所得（法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。以下本節において同じ。）の計算上損金の額に算入されるもの（これらのうち」を「もの（」に改め、同条第二項第一号中「もの又は当該事業年度終了の日の属する連結事業年度の法人税の連結所得の計算上損金の額に算入されるもの（これらのうち」を「もの（」に改め、同項第二号中「又は当該事業年度終了の日の属する連結事業年度の法人税の連結所得の計算上益金の額に算入されるもの」を削る。

第七十二条の十六第一項及び第七十二条の十七第一項中「もの又は当該事業年度終了の日の属する連結事業年度の法人税の連結所得の計算上損金の額に算入されるもの（これらのうち」を「もの（」に改め、「又は当該事業年度終了の日の属する連結事業年度の法人税の連結所得の計算上益金の額に算入されるもの」を削る。

第七十二条の十八第一項第一号中「連結申告法人（法人税法第二条第十六号に規定する連結申告法人をいう。以下この節において同じ。）以外の」を削り、同項第三号中「及び第七十二条の二十三第四項」を削り、同号を同項第二号とし、同条第二項中「によつて」を「により」に改め、「合併による解散等の場合」という。）には、その有しなくなつた日の前日。次項において「終了等の日」という。）に終了し、これに続く事業年度は、合併による解散等の場合を除き、当該申請特例年度終了の日の翌日から開始するものとする。

11　内国法人の通算子法人に該当する期間（第九項各号に掲げる内国法人の当該各号に定める日から終了等の日までの期間を含む。）については、第一項及び第五項の規定は、適用しない。

12　内国法人が、通算親法人との間に当該通算親法人による完全支配関係を有することとなり、又は親法人の申請特例年度の期間内に当該親法人との間に当該親法人による完全支配関係を有することとなつた場合において、法人税法第十四条第八項に規定する提出期限となる日までに、当該通算親法人又は親法人（第一号において「通算親法人等」という。）が同項に規定する書類を納税地の所轄税務署長に提出したときは、第八項（第一号に係る部分に限る。）、第九項（第二号に係る部分に限る。）及び前二項の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一　当該内国法人の加入日（法人税法第十四条第八項に規定する加入日をいう。以下この号において同じ。）から当該加入日の前日の属する特例決算期間（同項第一号に規定する特例決算期間をいう。以下この号において同じ。）の末日まで継続して当該内国法人と当該通算親法人等との間に当該通算親法人等による完全支配関係がある場合　当該内国法人及び当該内国法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する他の内国法人（当該加入日から当該末日までの間に当該通算親法人等との間に完全支配関係を有することとなつたものに限る。次号において「他の内国法人」という。）については、当該加入日の前日の属する特例決算期間の末日の翌日をもつて第八項第一号又は第九項第二号に定める日とする。この場合において、当該翌日が申請特例年度終了の日後であるときは、当該末日を申請特例年度終了の日とみなして、第十項の規定を適用する。

二　前号に掲げる場合以外の場合　当該内国法人及び他の内国法人については、第八項（第一号に係る部分に限る。）及び第九項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

第七十二条の十三第十三項から第二十八項までを削り、同条第二十九項中「第二十四項」を「第五項第三号」に改め、同項を同条第十三項とする。

第七十二条の十五第一項中「もの又は当該事業年度終了の日の属する連結事業年度の法人税の連結所得（法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。以下本節において同じ。）の計算上損金の額に算入されるもの（これらのうち」を「もの（」に改め、同条第二項第一号中「もの又は当該事業年度終了の日の属する連結事業年度の法人税の連結所得の計算上損金の額に算入されるもの（これらのうち」を「もの（」に改め、同項第二号中「又は当該事業年度終了の日の属する連結事業年度の法人税の連結所得の計算上益金の額に算入されるもの」を削る。

第七十二条の十六第一項及び第七十二条の十七第一項中「もの又は当該事業年度終了の日の属する連結事業年度の法人税の連結所得の計算上損金の額に算入されるもの（これらのうち」を「もの（」に改め、「又は当該事業年度終了の日の属する連結事業年度の法人税の連結所得の計算上益金の額に算入されるもの」を削る。

第七十二条の十八第一項第一号中「連結申告法人（法人税法第二条第十六号に規定する連結申告法人をいう。以下この節において同じ。）以外の」を削り、同項第三号中「及び第七十二条の二十三第四項」を削り、同号を同項第二号とし、同条第二項中「によつて」を「により」に改め、「合併による解散等の場合」という。）には、その有しなくなつた日の前日。次項において「終了等の日」という。）に終了し、これに続く事業年度は、合併による解散等の場合を除き、当該申請特例年度終了の日の翌日から開始するものとする。

11　内国法人の通算子法人に該当する期間（第九項各号に掲げる内国法人の当該各号に定める日から終了等の日までの期間を含む。）については、第一項及び第五項の規定は、適用しない。

12　内国法人が、通算親法人との間に当該通算親法人による完全支配関係を有することとなり、又は親法人の申請特例年度の期間内に当該親法人との間に当該親法人による完全支配関係を有することとなつた場合において、法人税法第十四条第八項に規定する提出期限となる日までに、当該通算親法人又は親法人（第一号において「通算親法人等」という。）が同項に規定する書類を納税地の所轄税務署長に提出したときは、第八項（第一号に係る部分に限る。）、第九項（第二号に係る部分に限る。）及び前二項の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一　当該内国法人の加入日（法人税法第十四条第八項に規定する加入日をいう。以下この号において同じ。）から当該加入日の前日の属する特例決算期間（同項第一号に規定する特例決算期間をいう。以下この号において同じ。）の末日まで継続して当該内国法人と当該通算親法人等との間に当該通算親法人等による完全支配関係がある場合　当該内国法人及び当該内国法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する他の内国法人（当該加入日から当該末日までの間に当該通算親法人等との間に完全支配関係を有することとなつたものに限る。次号において「他の内国法人」という。）については、当該加入日の前日の属する特例決算期間の末日の翌日をもつて第八項第一号又は第九項第二号に定める日とする。この場合において、当該翌日が申請特例年度終了の日後であるときは、当該末日を申請特例年度終了の日とみなして、第十項の規定を適用する。

二　前号に掲げる場合以外の場合　当該内国法人及び他の内国法人については、第八項（第一号に係る部分に限る。）及び第九項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

第七十二条の十三第十三項から第二十八項までを削り、同条第二十九項中「第二十四項」を「第五項第三号」に改め、同項を同条第十三項とする。

第七十二条の十五第一項中「もの又は当該事業年度終了の日の属する連結事業年度の法人税の連結所得（法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。以下本節において同じ。）